

東京都動物愛護管理推進計画の進捗状況等

資料1

施策展開の方向	重点施策(16)	具体的な事業	実施内容(令和3年度から令和6年度まで)	第1回審議会における委員からの意見等
施策1 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化	(1) 飼い主への啓発の更なる充実		<ul style="list-style-type: none"> ◆動物愛護週間中央行事において、普及啓発イベントの実施 ◆都庁1階エントランスで、動物愛護を普及啓発するためのパネル展示 ◆パンフレット「いぬ・ねこ手帳」の内容改定(令和4年) ◆動物販売業者に対し、ペット購入前の都独自追加説明事項の周知協力を依頼 	<p>・動物販売業者に対する独自追加説明事項は、飼う前に確認をお願いする10の事項のことか。</p>
	(2) 適正飼養・終生飼養に係る情報発信		<ul style="list-style-type: none"> ◆公開講座「高齢者の健康と動物」(令和5年2月) ◆パンフレット「ペットと暮らすシニア世代の方へ」の内容改訂(令和6年2月) ◆簡易版リーフレット「ペットと暮らすシニア世代の方へ」作成(令和6年2月) ◆都庁1階エントランスで、動物の適正飼養の普及啓発のためのパネル展示 ◆キーワード連動広告「適正飼養・終生飼養」の実施(令和3年9月、令和5年9月、令和6年9月) ◆適正飼養講習会開催 ◆「わんにゃん暮らしのアドバイス」「ワンニャンとうきょう」専門家による情報提供 ◆動物愛護相談センターによる区市町村狂犬病予防・動物愛護管理担当者対象研修会 	
	(3) マイクロチップ装着等の制度の定着に向けた普及啓発		<ul style="list-style-type: none"> ◆動物病院等を利用する犬、猫の飼い主に対するリーフレット配布(令和4年10～11月、令和5年5月～6月、令和6年5～6月) ◆youtube動画広告「マイクロチップ装着の制度化」の実施(令和4年3月) ◆キーワード連動広告「マイクロチップ装着の制度化」の実施(令和4年3月、令和4年6月) ◆リーフレット「マイクロチップ普及啓発」を動物取扱業者向け、都民向け、動物病院向けに作成し、それぞれへ配布(令和4年3月) ◆「マイクロチップ装着の制度化」リーフレット及びポスターの作成(令和6年2月) ◆大型デジタルサイネージ等を活用したマイクロチップ装着の制度化の啓発(令和4年4月、6月令和5年9月) ◆駅貼り広告「マイクロチップ装着の制度化」の実施(令和6年3月) ◆保健医療政策区市町村包括補助事業（マイクロチップ普及啓発）の活用 3区市(令和6年) 	
1 動物の適正飼養の啓発と徹底	(1) 犬の適正飼養の徹底		<ul style="list-style-type: none"> ◆動物病院等での登録・注射済票交付代行等の促進 18区20市町村(令和6年) ◆適正飼養の普及啓発について建設局と情報交換(令和3～4年) ◆都庁1階エントランスで、狂犬病予防法遵守を普及啓発するためのパネル展示 ◆飼育動物診療施設開設者講習会での情報提供及び普及啓発協力依頼 ◆パンフレット「犬の飼い方」の内容改訂(令和3年8月) ◆保健医療政策区市町村包括補助事業（動物愛護管理推進計画策定・事業推進支援事業）の活用 2区村(令和6年) ◆保健医療政策区市町村包括補助事業（動物愛護推進員との連携・協働推進事業）の活用 3区市(令和6年) ◆大型デジタルサイネージ等を活用した適正飼養の啓発(令和3年9月) ◆動物行政検討会において、畜犬登録・狂犬病予防接種・マイクロチップ登録に係る区市町村担当者間での情報交換を実施(令和5年) ◆動物愛護相談センター多摩支所の苦情対応業務のDX化(令和6年) 	<p>・市区町村で利用しづらいから採用していないという分析はされているか。</p>
	(2) 猫の飼養三原則の普及啓発		<ul style="list-style-type: none"> ◆適正飼養の普及啓発について建設局と情報交換(令和3～4年) ◆保健医療政策区市町村包括補助事業（動物愛護管理推進計画策定・事業推進支援事業）の活用 2区村(令和6年) ◆保健医療政策区市町村包括補助事業（動物愛護推進員との連携・協働推進事業）の活用 3区市(令和6年) ◆大型デジタルサイネージ等を活用した適正飼養の啓発(令和3年9月) ◆パンフレット「猫の飼い方」の内容改訂(令和5年10月) 	
施策3 地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備			<ul style="list-style-type: none"> ◆保健医療政策区市町村包括補助事業（地域における動物の相談支援体制整備事業）の活用 20区市(令和6年) ◆保健医療政策区市町村包括補助事業（地域における動物保護等の取組事業）の活用 3区市(令和6年) ◆区市町村担当者会議において、相談支援体制の整備について情報交換 ◆動物行政検討会において、単身者・高齢者のペット飼育問題について情報交換(令和3～4 	

施策展開の方向	重点施策(16)	具体的事業	実施内容(令和3年度から令和6年度まで)	第1回審議会における委員からの意見等
施策4 多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携	(1) 多頭飼育問題等に対応するための連携体制の構築	◆環境省との多頭飼育対策推進モデル事業の実施(台東区との共同提案)(令和3年) ◆保健医療政策区市町村包括補助事業(多頭飼育問題対策支援事業)の活用 2区(令和6年)	・施策4(保健医療政策区市町村包括補助事業)で令和3年度から6年度まで「2区」となっているが、その理由は。	
	(2) 多頭飼育問題への対応力強化	◆都内福祉関係機関への情報提供 ◆東京都福祉保健医療学会において多摩地域における福祉との連携事例口頭発表(令和6年12月)		
施策5 動物の遺棄・虐待防止に関する対策	(1) 遺棄・虐待の防止に向けた取組	◆警視庁との情報交換 ◆キーワード連動広告「動物の遺棄・虐待防止」の実施 ◆大型デジタルサイネージ等を活用した動物の遺棄・虐待防止の啓発(令和4年1月、令和6年1月)		
	(2) 遺棄・虐待疑いへの的確な対応	◆法獣医学に関する外部研修受講(令和3年6月、令和4年6月) ◆動物虐待等科学的評価研修会受講 ◆環境省主催「多機関連携による多頭飼育問題対策推進シンポジウム」受講(令和4年3月)		
施策6 地域における適正飼養の推進のための人材育成		◆動物愛護推進員新規委嘱 113名、計282名(令和6年) ◆動物愛護推進員の活動分野を区市町村へ情報提供 ◆動物愛護推進員間の連絡用名簿送付 ◆動物愛護推進員へ活動報告まとめ送付 ◆動物愛護推進員研修会の開催 ◆大学連携シンポジウムの開催(令和4年～令和6年) ◆リーフレット「動物愛護推進員チラシ」の増刷(令和5年3月) ◆活動分野別連絡会の開催(令和5年2月、令和6年1月) ◆都HPに推進員の具体的活動事例掲載(令和6年11月)		
施策7 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援	(1) 教育現場における普及啓発の拡大	◆小学校低学年を対象とした動物を使わない動物教室の実施 都内小学校、児童館等 43校(令和6年9～11月) ◆動物愛護相談センターサマースクールの開催 年2回(令和4年～6年) ◆動物教室への協力ボランティアの養成 ○事前研修の実施 ○見学・実習の受入れ ○フォローアップ研修の実施		
	(2) 学校における動物飼育への支援	◆教育庁主催教員対象講習会への講師派遣(令和3年、令和6年)		

施策展開の方向	重点施策(16)	具体的事業	実施内容(令和3年度から令和6年度まで)	第1回審議会における委員からの意見等
2 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進	施策8 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及		<ul style="list-style-type: none"> ◆区市町村担当者会議において、飼い主のいない猫対策の取組状況について情報交換 ◆保健医療政策区市町村包括補助事業（飼い主のいない猫対策）の活用 46区市町村（令和6年） ◆保健医療政策区市町村包括補助事業（飼い主のいない猫対策緊急促進事業）の活用 4区市（令和6年） ◆飼い主のいない猫との共生支援事業 2支援地域（令和6年） ◆「「飼い主のいない猫」との共生をめざすガイドブック」増刷（令和5年1月） 	
	施策9 動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理		<ul style="list-style-type: none"> ◆動物福祉と動物の健康安全面を一層考慮した飼養環境の整備 ◆中長期にわたる飼養管理方法の改善 <ul style="list-style-type: none"> ○散歩チェック表の改善や定期的な体重管理による日常的な健康管理の徹底 ○寄生虫やウイルス検査の徹底（感染症予防対策） ◆シェルター・メディシンに関する外部研修受講（令和3年、令和5年、令和6年） ◆動物の問題行動相談（東京農工大学及び日本獣医生命科学大学との取組） 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物福祉等の観点から行ったもののうち、ケガや病気によるもの、著しい攻撃性によるものの割合は。 ・咬み癖のある動物について、どのような性格なのか、時間をかけて確認し、譲渡に向けた対応をしている自治体もある。こうした自治体の例も参考にしたらどうか。 ・動物福祉等の観点の判断について、現場の獣医師が判断するのは厳しい場合もある。都は獣医系大学と協定を締結しており、協働事業のなかで各大学の行動診療科と連携するとよいのではないか。
	施策10 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり	(1) 譲渡活動の連携・協働の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ◆登録譲渡対象団体 47団体（令和6年） ◆動物譲渡促進月間の取組 <ul style="list-style-type: none"> ○都庁1階エントランスで、動物譲渡事業を普及啓発するためのパネル展示 ○大型デジタルサイネージ等を活用した譲渡事業の普及啓発 ○キーワード連動広告「動物の譲渡推進」の実施 ○井の頭自然文化園における譲渡事業PRイベントの開催 ○日本獣医生命科学大学学園祭における譲渡事業等PRイベントの開催（令和6年） ○X（旧Twitter）を活用した譲渡事業の広報の実施（令和6年） ◆登録譲渡対象団体への研修動画配信 ◆譲渡事業PRイベントの実施（一般財団法人東京都人材支援事業団公益事業へのブース出展）（令和4～6年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・引取数のさらなる減少は難しいのではないか。 ・所有者からの引取りが増加している原因は何か。一般飼育者の多頭飼育崩壊や第二種動物取扱業の崩壊か。 ・所有者からの引取依頼は今後減らないのではないか。一過性に増えるのは悪いことではない。所有者引取は最終的な受け皿であり、その内訳が分かり、それが都民のためであることが伝わるようにならう。 ・引取数の増減は理由を明示すべき。数字だけで評価されがちなので、審議会内だけでも内訳を公表してほしい。 ・どのような性格であっても頑張って矯正して譲渡している自治体もいる。そういう自治体の研究などはしているか。
		(2) より譲渡を受けやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆リーフレット「ワンニャンとうきょう」作成（令和4年9月） 	
		(3) 譲渡拡大に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆子猫のミルクボランティア制度の実施 ◆「わんにゃん暮らしのアドバイス」高齢動物のケアに関する情報提供ページ作成（令和4年） 	

施策展開の方向	重点施策(16)	具体的事業	実施内容(令和3年度から令和6年度まで)	第1回審議会における委員からの意見等
3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進	施策11 動物取扱業への監視強化	(1) 東京の特性を踏まえた効率的な監視指導	<ul style="list-style-type: none"> ◆第一種動物取扱業登録施設数 5,387軒(令和6年) ◆第二種動物取扱業届出施設数 166軒(令和6年) ◆第一種動物取扱業監視件数 6,052件(令和6年) ◆第二種動物取扱業監視件数 46件(令和6年) ◆環境省研修「動物愛護管理研修」受講(令和4~6年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体が40°Cを超える猛暑の中、外で動物を展示しながら募金を募集している団体がある。指導等対応しているか。 ・野生動物カフェが増えている。野生動物は愛玩動物とは異なると考える。展示業のうち、野生動物カフェはどのくらいあるのか。 ・野生動物カフェについて都が先行して禁止してはどうか。 ・動物取扱業の各施設は、年に1回以上監視しているのか。 ・大手ペットショップで拡張型心筋症の犬を譲渡し、保険料等をもらっていたがネット通報があり、1週間ほどで取り下げられた事例があったようだ。
		(2) 動物取扱業に係る規制の周知と遵守の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆動物取扱業の事業者評価制度による効果的・効率的な監視 ◆自主管理点検票の作成・配布と動物取扱責任者研修会での自主点検実施の指導 ◆行政処分等(令和4年) ◆不利益処分等取扱要綱・実施要領を改正し、行政処分等を行う際の基準の明確化(令和4年) ◆動物取扱責任者研修のオンライン化等に関する取組を調査研究として発表(令和4年) ◆デジタルツールを活用した新たな監視手法の検討や展示業における咬傷事故の分析結果を調査研究として発表(令和6年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・咬み癖があることが分かっている動物を条件付きとして譲渡している団体もある。第二種動物取扱業への監視を強化してほしい。 ・コロナ以降保護犬の譲渡が増えており、それに伴い保護犬の行動診療の件数が増えている。特定の団体から譲渡された事例が多い印象があるので、保護団体での取扱いについて注意が必要かもしれない。
	施策12 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進	(1) 業態の多様化に応じた監視指導	<ul style="list-style-type: none"> ◆業態に応じた遵守規定に関する監視指導の徹底 ◆犬猫等販売業者に対する定期報告の周知 ◆動物取扱業者へ基準省令に関するパンフレット送付(令和3年5月) ◆リーフレット「改正動愛法の施行について」を増刷(令和4年1月) 	
		(2) 自主管理に取り組む事業者の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆動物関係専門学校へ適正飼養講習会動画配信の案内 ◆動物関係専門学校生の動物愛護相談センター見学受入れ(令和4年~6年) ◆動物取扱責任者研修の実施 	
	施策13 特定動物飼養・保管許可及び適正飼養の徹底		<ul style="list-style-type: none"> ◆特定動物飼養許可施設数 93軒(令和6年) ◆特定動物監視件数 96件(令和6年) ◆特定動物飼養・保管許可取得者に対し、文書による飼養状況調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・都条例の基準において、「動物の取扱いに熟練した者」とはどういった判断か。この斟酌基準で許可を出したものはあるのか。 ・移動サークル等について、許可基準は環境省の細目基準か、東京都条例の基準か。 ・特定動物の飼養許可施設数について、移動動物園や移動サークルなど一過性の許可件数はどれくらいあるか。
	施策14 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応	(1) 畜産業者等への指導	<ul style="list-style-type: none"> ◆畜舎の監視の際に動物の取扱いや施設の管理についての指導をあわせて実施 ○畜舎の許可施設数 144施設、監視件数15件(令和6年) ※畜舎の許可及び監視指導については多摩地域のみ(八王子市、町田市を除く) ◆家畜の動物福祉に関する外部研修受講(令和3年10月) 	
		(2) 実験動物施設への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境省調査「実験動物飼養施設における実験動物取扱状況調査」協力(令和4年、令和6年) 	

施策展開の方向	重点施策(16)	具体的事業	実施内容(令和3年度から令和6年度まで)	第1回審議会における委員からの意見等
4 動物由来感染症・災害時への対応強化	施策15 動物由来感染症への対応強化	(1) 動物由来感染症発生時に備えた体制強化	◆狂犬病発生時対応マニュアルに基づく訓練 ◆犬における狂犬病調査の実施	・同行避難、同伴避難に係る情報は区市町村と連携して把握しているのか。また、避難所の管理者への研修など実施しているか。
		(2) 身近な健康危機への適切な対処	◆動物病院における動物由来感染症モニタリング事業の実施 ◆動物取扱業における動物由来感染症調査事業の実施 ◆動物愛護相談センターにおける動物由来感染症調査 ◆野生動物における狂犬病調査の実施 ◆動物由来感染症対策技術研修会受講(令和4~6年) ◆人と動物との共通感染症に関するリーフレット(概要版)作成(令和7年1月) ◆狂犬病予防業務地方ブロック技術研修受講(令和5年1月) ◆センター収容動物に感染したウイルス遺伝子の網羅的検索(東京農工大学による提案事業)(令和3~4年)	
	施策16 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化	(1) 事業者やボランティア等と連携した災害への備え	◆総合防災訓練への東京都獣医師会との協働参加(令和4~6年) ◆大型デジタルサイネージを活用したペットの災害対策の普及啓発(令和3年11月、令和6年9月) ◆都庁1階エントランスで、ペットの災害対策を普及啓発するためのパネル展示(令和3年、令和5年、令和6年) ◆リーフレット「ペットの防災対策」改訂(令和4年9月、令和6年12月) ◆災害時動物ボランティア養成研修、大学連携シンポジウムの開催(令和3年、令和6年) ◆動物病院等を利用する犬、猫の飼い主に対する防災パンフレット配布(令和4~6年)	・同行避難、同伴避難に係る情報は区市町村と連携して把握しているのか。また、避難所の管理者への研修など実施しているか。
		(2) 避難所設置主体となる区市町村の対策強化	◆区市町村の防災計画作成支援 ◆動物及び防災行政担当者向け講習会の実施(令和7年1月) ◆動物行政検討会において、ペットの防災に関するリーフレットの作成(令和7年1月)	
		(3) ボランティアの受け入れや広域調整の仕組みづくり	◆保健医療政策区市町村包括補助事業(災害時動物救援事業)の活用 14区市(令和6年) ◆発災時の現地動物救援本部通信訓練の実施	
		(4) 動物愛護相談センター等における災害時の対応体制強化	◆新型コロナウイルス感染症患者のペットについて、緊急的に一時預かりを実施(令和3~5年) ◆東京都DHEAT養成研修(令和4~6年)	
その他施策全般に係ること				